

## 第二部 承

(承前)

第1回公判調書（手続）

被告人氏名 山井戸 隆（出頭）  
被告事件名 殺人、死体損壊  
公判をした年月日 令和4年11月14日  
公判をした裁判所 東京地方裁判所刑事第○部  
裁判長裁判官 高橋井桁  
裁判官 池田 還  
裁判官 節田 霧  
裁判員 1ないし6  
補充裁判員 1及び2  
裁判所書記官 疋 太郎  
裁判所速記官 林 内  
検 察 官 井伊清次  
検 察 官 山田夏吉  
出頭した弁護人（主任） 瀬田勇氣  
出頭した弁護人 畑勘九郎  
出頭した被害者参加人 真水京子  
出頭した被害者参加弁護士 喜久田未来  
出頭した証人 来田 俊

人 定 質 問

氏 名 山井戸 隆  
住 居 東京都C区K○丁目□番1号  
職 業 会社員  
生年月日、本籍は起訴状記載のとおり

起訴状の朗読

検察官

起訴状朗読

被告事件に対する陳述

被告人

公訴事実は間違いないと思いますが、私がしたとの記憶がありません。

主任弁護人

被告人の犯人性を争います。

検察官の冒頭陳述 （略）

弁護人の冒頭陳述 （略）

公判前整理手続の結果を明らかにする手続 （略）

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり  
先に指定告知し、被害者参加人らに通知した次回期日

令和4年11月15日午前10時

令和4年11月14日

東京地方裁判所刑事第○部

裁判所書記官 疋 太 郎 ㊟

令和4年（わ）第○号

被告人供述調書

氏名 山井戸 隆

質問及び供述

別紙速記録記載のとおり

この被告人の供述は、裁判員方65条1項本文の規定により、訴訟関係人の質問及び供述等の記録媒体に記録した。

以上

速記録（令和4年11月15日 第2回公判）

事件番号 令和4年（わ）第○号

被告人氏名 山井戸 隆

弁護人（瀬田）

- 1 あなたが、かおりさんと結婚するまでを簡単に構いませんので、お話しください。  
はい。かおりは、私の大学の後輩からの紹介で付き合いだしました。その当時、私は、かなり仕事が忙しかったのですが、自分もいい年でしたし、綺麗で如才のないかおりと結婚したいと思い、交際を続けておりました。
- 2 それで、平成28年9月28日に、あなたは、かおりさんと結婚したのですね。  
はい。かおりが祥子を妊娠していたことがわかったのも理由の一つでしたが、いずれ結婚していたと思います。
- 3 その後のかおりさんとの結婚生活はどうでしたか。  
私としては、良好だったと思います。
- 4 あなたは、令和元年5月10日に、転職をしておりますが、どうしてですか。  
ちょうど1年くらい前に、住宅ローンで自宅を購入したのですが、給料がよく、家族との時間も確保できるような転職先だと考えたからです。
- 5 それが、実際にはどうだったのですか。  
元の会社よりも忙しいくらいでした。
- 6 さらに影響したことがありますね。  
はい、翌年には、新型コロナが流行して、営業の仕事が一切できなくなりました。
- 7 それは、あなたの仕事に影響しましたか。  
はい、収入がガクッと下がりました。
- 8 そのことを、かおりさんに話しましたか。  
いえ、話しておりません。かおりは、祥子のことをよく見てくれており、心配性のところもあったため、心配をかけたくないと思って話しませんでした。
- 9 緊急事態宣言が出されても、解除したりしましたが、あなたの収入は回復しましたか。  
いいえ、回復しませんでした。
- 10 住宅ローンは、問題なく払っていましたか。  
最初は、結婚前の貯蓄を払ったりしていたのですが、徐々にきつくなってきました。
- 11 それで、どうしたのでしょうか。  
今思えば、かおりに相談をすればよかったのですが、サラ金などを利用して返すようになりました。
- 12 収入自体が増えないと、どんどん火の車になりそうですが、どうでしたか。

- はい、実際、サラ金の利用をしても、住宅ローンの支払が遅れるようになりました。
- 13 令和3年2月4日に、M銀行から、支払を求める郵便が来ましたね。  
はい。かおりから渡された時には、焦りました。
- 14 それは、どうしたのでしょうか。  
はい、この時ばかりはどうしようもないと思い、自分の両親に相談しました。
- 15 それで問題は解決したのでしょうか。  
いえ、自分の両親もすぐに住宅ローンの延滞分を十分支払えるだけの余力がなく、焼け石に水でした。
- 16 あなたの収入は、どうだったのでしょうか。  
以前のように戻ったか、ということですか。
- 17 はい、そうです。  
いいえ、むしろ、下がっていく一方でした。コロナの影響で、商社はどこもそうだったと思いますが、うちは特に影響が大きかったです。
- 18 令和3年7月14日には、サラ金からの催告書も来ましたね。  
はい。私としては、焦る気持ちだけがどんどん募りました。
- 19 かおりさんとの夫婦仲は、どうでしたか。  
かおりも、私が何か隠しているということは感じていたのだと思います。ぎくしゃくしておりました。
- 20 令和4年に入ってから、かおりさんとの関係は、どんな状況でしたか。  
かおりは、私を支えようとはしてくれていましたが、私としては、徐々に大きくなり、生活費もかかっている祥子のこともあり、どんどん悩むことが多くなりました。
- 21 かおりさんに対して、怒鳴ったりすることはあったのでしょうか。  
……。なかったとは言い切れません。
- 22 令和4年3月31日には、M銀行からの最終通告書が来ましたね。  
はい。
- 23 かおりさんから、これを渡されて、あなたとしては、どうしましたか。  
反射的に、かおりに怒鳴ってしまったと思います。
- 24 どうしてでしょうか。  
かおりが私を責めるような口調で渡してきた気がして、仕事の忙しきで気持ちに余裕がなく、また、かおりのことも考えてきたのにと色々な気持ちがないまぜになってしまったからです。
- 25 その後、どうしたのでしょうか。  
私としては、気持ちとしては、本当にもう、どうしようもありませんでした。祥子も、数年後には小学校に上がることになりますし。

- 26 令和4年4月13日のことを聞きます。この日、あなたは、入社されましたね。  
はい。
- 27 その後、どうされたかお話をください。  
はい、普通に仕事をしていたと思います。そして、珍しく早く帰社することができました。そのため、これまでのことをかおりに話し、今後のことを弁護士に相談するなど、どうしようか正直に話そうと思ったと思います。
- 28 思います、というのは、あなたとしては、あまり記憶が明確でない。  
はい。この日のことを思い出そうとすると、もやがかかったように、記憶が曖昧なところがあります。
- 29 それで、自宅に帰宅したのでしょうか。  
はい、そうだと思います。
- 30 何時頃でしょうか。  
午後5時頃のような気がします、はっきりしません。
- 31 その時、かおりさんは、どうしていたのでしょうか。  
明確ではありません。
- 32 自宅にはいたのでしょうか。  
・・・いたとは思いますが・・・あまりはっきりしません。
- 33 その後、午後5時30分頃に、祥子ちゃんを幼稚園まで迎えに行きましたね。  
はい。
- 34 これは、どうしてでしょうか。  
何となく、私が行かないといけないと思ったからです。
- 35 この時、かおりさんは、自宅にいなかったのではありませんか。  
うーん・・・覚えておりません。
- 36 祥子さんを迎えに行ってから、どうしましたか。  
普通に家に連れ帰ったと思います。
- 37 家に連れ帰ってからは。  
それが、どうしたのか覚えておりません。
- 38 ところで、あなたは、この頃、何か薬を飲んでいませんでしたか。  
はい。眠れないことが多く、睡眠薬を飲んでおりました。
- 39 祥子ちゃんを迎えに行った後、それを飲んだことはありませんか。  
可能性としてはあるかもしれませんが・・・。
- 40 祥子ちゃんは幼稚園から帰ると、夜はどうしていましたか。  
遊び疲れて寝ることが多いです。
- 41 あなたとしては、祥子ちゃんと一緒に、横になろうとしたのでは。  
そうかもしれません。
- 42 その後、あなたの覚えていることは何ですか。

気付いたら、かおりと祥子が私の目の前で倒れていたと思います。

43 周りに、人はいましたか。

気にしている余裕もなく、わからなかったです。

44 家の鍵はどうなっていましたか。

気付いたら、男性が入っていたので、かけ忘れていたのかもしれませんが。

45 ほかの人が、家に入ることができる状況だったと。

そうかもしれません。

弁護人（畑）

46 あなたの家では、灯油は使いますか。

いいえ、使いません。

47 なぜ、灯油が、かおりさんや祥子ちゃんにかかっていたのでしょうか。

わかりません。

48 あなたとしては、かおりさんや祥子ちゃんを殺していますか。

確かに、直近の夫婦仲は悪かったです。ただ、殺すかと言われると・・・。

ただ、正直に申しまして、記憶がないというのが本心です。

49 殺す動機はありますか。

ないと思いますが・・・。

検察官（井伊）

50 あなたは、かおりさんと祥子さんにしたことは、覚えていないのですか。

はい。

51 かおりさんは、顔面にかなり何度も殴られた形跡があるのですか、それも覚えていないのですか。

・・・。

52 どうですか。

覚えておりません。

53 かおりさんの首は、かなり強い力で締め続けられていたのですか、それも覚えていないのですか。

・・・そうです。

54 祥子さんも、顔面を何度も何度も殴られた形跡があるのですか、あなたは、本当に覚えていないのですか。

・・・。

55 祥子さんの首を、死ぬまで締め続けたことも覚えていないのですか。

・・・。

56 どうなんですか。

弁護人（瀬田）

57 異議があります。被告人が犯行をした前提での質問で、誤導です。



裁判長

58 検察官、ご意見は。

検察官（井伊）

59 質問を撤回します。

60 さきほど、かおりさんとの仲がぎくしゃくしていたと話されましたね。

はい。

61 令和4年4月頃には、かおりさんを怒鳴ることもあるようになっていたと。

はい。

62 かおりさんが、4月12日に、かおりさんのご両親に、別居のことなどを相談していたことは、知っていますか。

・・・。そんなことを言われたことがあるような気はします。

裁判官（池田）

63 あなたとしては、かおりさんや祥子さんに、暴行をしたり首を絞めたりしたというのは、何も覚えていないのですか。覚えていないとしても、他の場所にいたこととか、覚えていることはあると思いますが。

・・・。自分でも不思議ですが、覚えておりません。ただ・・・。

64 ただ。

ただ・・・。前にも同じことがあったような・・・。

65 以前にも、かおりさんや祥子さんを、殴ったり、首を絞めたことがあるのですか。

・・・。いえ、そんなことはないと思います・・・。

裁判長

66 結果的に、かおりさんと祥子さんが亡くなっていることについて、あなたはどのように思いますか。

もう生きる希望もない状況です。

東京地方裁判所

令和4年(わ)第○号

令和4年11月18日

本籍 東京都C区K○丁目

住居 東京都C区K○丁目□番1号

職業 会社員

山井戸隆 昭和63年2月11日生

上記の者に対する殺人、死体損壊被告事件について、当裁判所は、検察官井伊清次及び同山田夏吉並びに主任弁護士瀬田勇氣及び弁護士畑勘九郎出席の上審理し、次のとおり判決する。

### 主文

被告人を死刑に処する。

### 理由

#### 罪となるべき事実

被告人は、

第一 令和4年4月13日午後6時頃から同日午後11時頃までの間に、東京都C区K○丁目□番1号の被告人自宅において、被告人の妻である山井戸かおり(以下「かおり」という。当時29歳)に対し、殺意をもって、その頸部を両手で絞めるなどし、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫により窒息により殺害した

第二 第一記載の日時場所において、被告人及びかおり夫婦の長女である山井戸祥子(以下「祥子」という。当時5歳)に対し、殺意をもって、その頸部を締め付けるなどし、よって、その頃、同所において、同人を頸部圧迫により窒息により殺害した

第三 前記日時場所において、かおり及び祥子の両死体に灯油を用いて焼却し、もって死体を損壊した

ものである。

(証拠の標目) 略

(争点及びこれに対する判断) 略

(法令の適用) 略

(量刑の理由)

本件は、被告人が、同じ日に自分の妻子2名を殺害し、その死体を損壊したという極めて重大な事案である。

被告人は、いずれの被害者についても、手や腕で数分間にわたって強く頸部を圧迫し、窒

息により死亡させて殺害した。これ自体、極めて危険な犯行態様である。さらに、被告人は、被害者らに対し、顔面を多数回殴打するなど激しい暴行も執拗かつ一方的に加えている。被告人が自身の子である祥子に対しても、このような暴行、殺害方法をとったことは常軌を逸した凄惨な犯行というほかない。被害者らに落ち度はなく、同じ日に2名の命を奪った被告人に、人を殺害することに対する抵抗感を感じられない。遺族らが峻烈な処罰感情を抱き、死刑を求めることは当然というべきである。被告人の刑事責任は非常に重大であり、過去の量刑傾向を参酌しても、本件は死刑を選択すべき事案といえる。

ただし、死刑は生命を奪う究極の刑罰であるから、これを選択するにあたっては慎重でなければならない。そこで死刑を回避すべき特別な事情がないか検討すると、被告人が公判廷で語らないため、本件犯行を決意するに至った具体的事情は明らかではない。

被告人の家族関係は、平成28年9月28日に、かおりと結婚し、平成29年4月13日には祥子が生まれたというものであった。被告人は平成30年5月1日に、1億3000万円の住宅ローン契約を締結して自宅を新築し、住宅ローンの返済を被告人の給与で行っていた。被告人においては、令和元年5月10日に、K物産からM商社に転職しているところ、新型コロナウイルス感染症のまん延などの影響で営業成績が低迷し、住宅ローンの返済が滞るようになっていた。さらに、M商社での業務過多と相まって、日々、被告人は、精神的に追い詰められていった。被告人とかおりの夫婦仲が急速に悪化していき、本件当時には、かなり破綻に瀕していた。しかしながら、このような事情があったとしても、被告人において、かおりと相談をした様子も窺えず、或いは、法律の専門家に相談して、返済を猶予してもらいなどの方法をとるような他に通常取り得る手段をとった様子はない。そのような中で、妻であるかおりと自分の子わずか5歳に過ぎなかった祥子に、度重なる暴行を加え、その首を絞めて殺害し、さらには死体損壊に至ったのは、著しく身勝手に自己中心的なものと云わざるを得ない。本件において計画性があったかは明らかでないものの、死体損壊のための灯油を準備していたことからすると、計画性が完全になかったともいえない。

その他証拠上窺える事情一切を考慮したとしても、本件は極刑を選択することがやむを得ないとの結論に達した。

よって、主文のとおり判決する。

(求刑：死刑)

死亡診断書 **死体検案書**

この死亡診断書（死体検案書）は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷書で、できるだけ詳しく書いてください。

**記入の注意**

氏名	山井戸 隆		性別	男 2女	生年月日	明治 <b>昭和</b> 大正 平成 令和 63年 2月 11日 午前・午後 時 分 <small>（生まれてから30日以内に死亡したときは生まれた時刻も書いてください）</small>
死亡したとき	令和 5年 12月 11日 <b>午前</b> 午後 2時 30分 頃					
死亡したところ及びその種別	死亡したところの種別	1病院 2診療所 3介護医療院・介護老人保健施設 4助産所 5老人ホーム 6自宅 <b>その他</b>				
	死亡したところ	東京都K区K 1丁目 番地 35番 1号				
死亡の原因	(ア)直接死因	縊首				発病（発症）又は受傷から死亡までの期間 約1分
	(イ)(ア)の原因					◆年、月、日等の単位で書いてください ただし、1日未満の場合は、時、分等の単位で書いてください (例：1年3ヵ月、5時間20分)
◆1種、2種ともに疾患の終末期の状態としての心不全、呼吸不全等は書かないでください ◆1種では、最も死亡に影響を与えた傷病名を医学的回果関係の順番で書いてください ◆1種の傷病名の記載は各欄一つにしてください ただし、欄が不足する場合は(エ)欄に残りを医学的回果関係の順番で書いてください	(ウ)(イ)の原因					傷病名等は、日本語で書いてください。 I欄では、各傷病について発病の型（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位（例：胃噴門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。  妊娠中の死亡の場合は「妊娠満期過」または、分娩中の死亡の場合は「妊娠満期過の分娩中」と書いてください。 産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満期過産後満期」と書いてください。
	(エ)(ウ)の原因	直接には死因に関係しないが1種の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等				
手術	1無 2有	部位及び主要所見				手術年月日 令和 平成 年 月 日 昭和
解剖	1無 2有	主要所見 気道閉塞、頸部血管破裂、頸椎骨折、頸髄損傷、脳浮腫				
死因の種類	1 病死及び自然死 不慮の外因死 { 2交通事故 3転倒・転落 4溺水 5煙、火災及び火災による傷害 6窒息 7中毒 8その他 } 外因死 その他及び不詳の外因死 { <b>9自死</b> 10他殺 11その他及び不詳の外因 } 12 不詳の死					
外因死の追加事項	傷害が発生したとき	令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	傷害が発生したところ	都道府県	市区町村	
◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	傷害が発生したところの種別	1住居 2工場及び建築現場 3道路 4その他 ( )				
生後1年未満で病死した場合の追加事項	出生時体重	単胎・多胎の別	妊娠週数			
	妊娠・分娩時における母体の病態又は異状	1単胎 2多胎 ( 子中第 子 )	満 週			
◆伝聞又は推定情報の場合でも書いてください	1無 2有	母の生年月日	前回までの妊娠の結果			
	3不詳	昭和 平成 令和 年 月 日	出生児 人 死産児 胎 (妊娠満2週以後に限る)			
その他特に付言すべきことから						
上記のとおり診断 <b>確定</b> する		診断 <b>確定</b> 年月日	令和 5年 12月 11日			
〔病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所〕		本診断書( <b>検案書</b> )発行年月日	令和 5年 12月 11日			
(氏名) 医師	東京都M区O丁目O番△号 T監察医務院 監察医 橋素 太郎 ㊞		番地 番 号			

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付けて書いてください。  
夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5老人ホーム」は、介護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名称に続けて、介護医療院、介護老人保健施設の別をカッコ内に書いてください。

傷病名等は、日本語で書いてください。  
I欄では、各傷病について発病の型（例：急性）、病因（例：病原体名）、部位（例：胃噴門部がん）、性状（例：病理組織型）等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満期過」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満期過の分娩中」と書いてください。  
産後42日未満の死亡の場合は「妊娠満期過産後満期」と書いてください。

I欄及びII欄に記した手術について、術式又はその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や伝聞等による情報についてもカッコを付けて書いてください。

「2交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。  
「5煙、火災及び火災による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1住居」とは、住宅、寮等を含み、老人ホーム等の居住施設は含まれません。

傷害がどのような状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。  
母子健康手帳等を参考に書いてください。